



## レインボーバスツアー参加者募集

日時 令和2年1月17日(金)  
 午前9時～午後5時  
**定員** 40人(抽選)  
 ※未就学児は参加できません。

**費用** 3000円  
**申込み** 往復ハガキ(1枚)  
 で4人まで応募可)に希望コース、参加者全員の住所・氏名・電話番号、希望人数を記載のうえ、  
 12月13日(金)(消印有効)までにイーグルトラベル株式会社「レインボーバスツアーケ」係(TEL 350-0042)へ申込み

**内容** 川越駅西口集合→市立博物館(川越市)→高麗神社→高麗郷歴史民俗資料館→サイボクハム→川越駅西口解散

※20人未満の場合は開催しない場合があります。  
 ※内容は変更になる場合があります。  
 ※結果は12月25日頃発送します。

往信表面	返信裏面	返信表面	往信裏面
<p>TEL 224-5503 問川越市政企画課</p> <p>□ 往信 川越市中原町2-8-2 イーグルトラベル㈱ 「レインボーバスツアーケ」係</p>	<p>350-0042</p> <p>何も記入しないでください</p>	<p>□ 返信 郵便番号 住所 氏名(代表者)</p>	<p>①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④連絡先 ⑤希望人数(4人まで)</p>

税務課からのお願い

## 固定資産所有者が死亡された場合の手続き

納税義務者(所有者)が死亡された場合、固定資産税は次のように課税されます。納税義務者が死亡された場合は、圖へご連絡ください。

### ○死亡された年の固定資産税

固定資産税の納税義務者は死亡された方ですが、その相続人が納税義務を承継しますので、死亡された方に係る固定資産税の納付を相続人にお願いすることになります。

### ○死亡された年の翌年度以降の固定資産税

相続登記が完了するまではその相続人全員が納税義務者となります。

#### 相続人代表者指定届

相続登記が完了するまでの間の納税や還付などの代表者を決めるため、「相続人代表者指定届」の提出を

お願いしています。次の事項に注意し、提出のご協力をお願いします。

#### ①相続人代表者指定届に記載された相続人が納税義務者となるのは、1月1日(賦課期日)までに相続登記がされなかつた場合です。

②法定相続人全員の氏名押印が必要です。

③資産を分割して代表者を指定することはできません。

#### ④最終的に決定される相続人と同一である必要はありません。

⑤相続人代表者指定届は固定資産税の納税義務者を決めるもので、相続登記(法務局)や相続税等(税務署)の手続きとは関係ありません。

#### 問 税務課 課税担当

内線134

## 12月28日と1月4日の土曜開庁はお休みします

12月28日と1月4日(年末年始)の土曜開庁業務はお休みさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

問総務課 庶務担当 内線212

